

北海道告示第 10397 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 29 年 9 月 12 日までに北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 29 年 5 月 12 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

B U B U 北見店

北見市中央三輪 8 丁目 2 番地 10

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 届出書添付図面「図-3(1)」に表示、122 台

(変更後) 届出書添付図面「図-3(2)」に表示、30 台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 59 台

(変更後) 20 台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 153 平方メートル

(変更後) 46 平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 届出書添付図面「図-3(1)」に表示、125 立方メートル

(変更後) 届出書添付図面「図-3(2)」に表示、17 立方メートル

オ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 7 箇所、届出書添付図面「図-3(1)」に表示

(変更後) 2 箇所、届出書添付図面「図-3(2)」に表示

(4) 変更する年月日

上記(3)のア～エ 平成 29 年 12 月 27 日

上記(3)のオ 平成 29 年 5 月 1 日

(5) 変更する理由

店舗施設の効率化を図るため

2 届出年月日

平成 29 年 4 月 26 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道オホーツク総合振興局産業振興部
商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成 29 年 5 月 12 日（金）から同年 9 月 12 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民
の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

(4) その他

縦覧については、北見市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時
間等については北見市へ問い合わせること。